

市第84号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港南公会堂	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	横浜市港南区総合庁舎整備事業により整備する横浜市港南公会堂の供用開始の日から令和8年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市港南公会堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）